

# 令和8年度 東京都水防計画（案） について

令和8年4月9日  
東京都建設局河川部

# 東京都水防計画

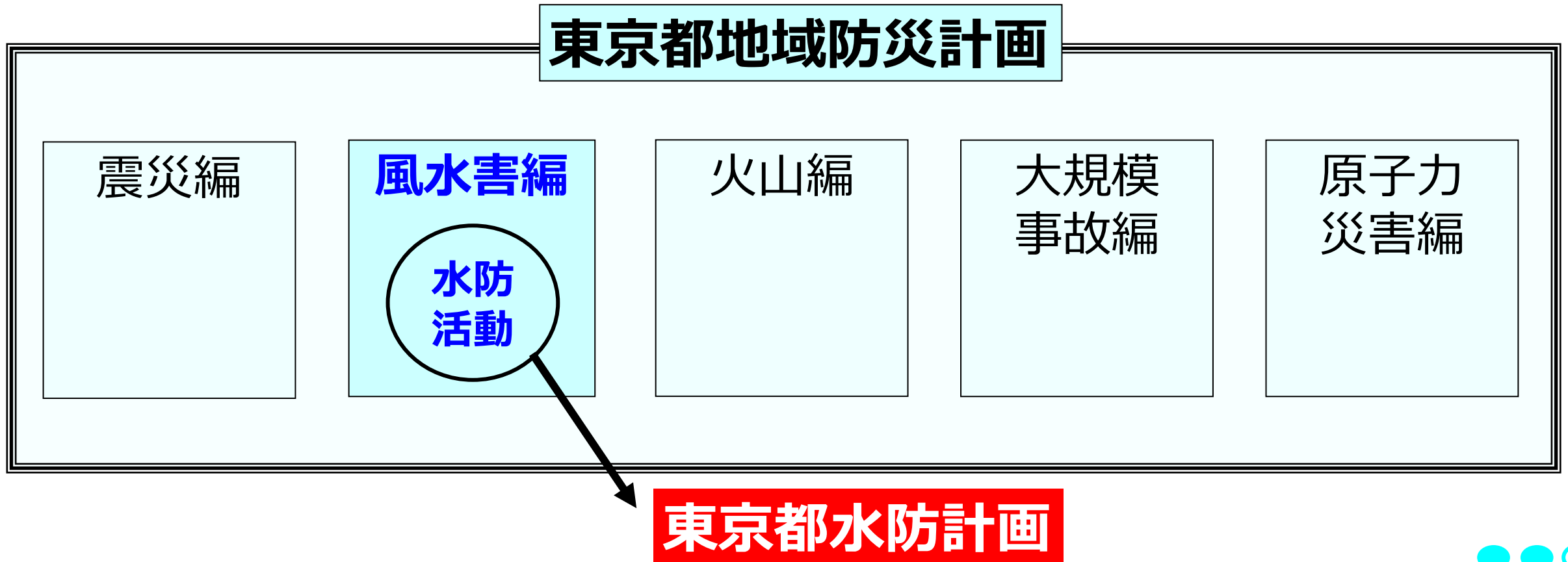
- 水防法第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎ、被害を軽減することを目的
- 水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定

## 主な構成内容

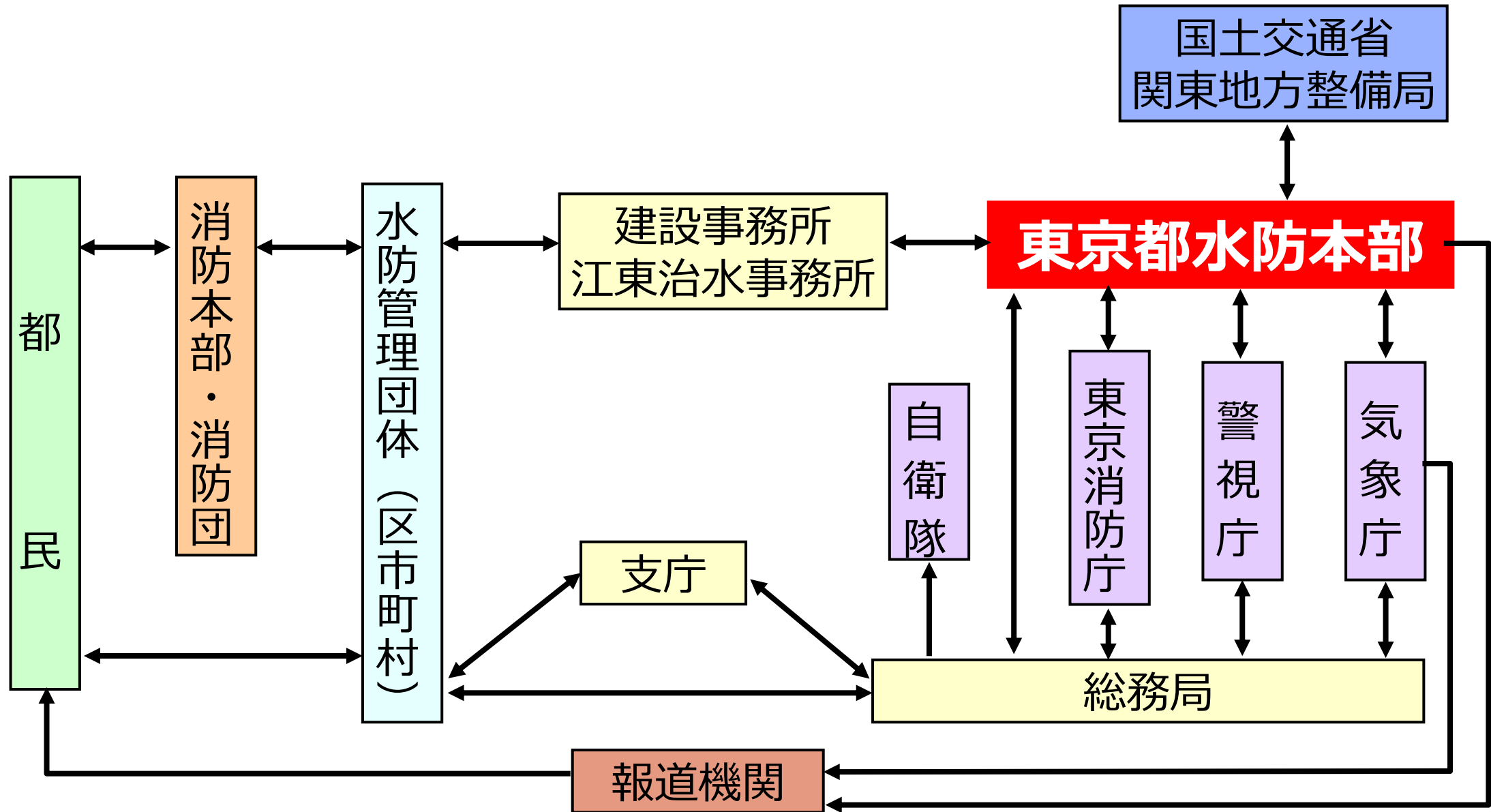
- 総則、用語の解説 (第1章)
- 水防組織とその責任 (第2章)
- 水防時の態勢、防災情報 (第3～4章)
- 水門等の操作情報 (第5章)
- 水防活動 (第6章)
- 水防工法、水防資器材等の整備等 (第7～9章)
- 防災情報の提供 (第10章)

# 東京都地域防災計画との関係

- 東京都地域防災計画の風水害編の内、水防活動に関する具体的事項について、本水防計画によるものとされている。



# 東京都の水防組織



# 水防活動の流れ

## 時系列

### 水防本部

### 建設事務所

### 水防管理団体

### 消防機関

レベル2 注意報

気象情報の伝達

雨量・水位等の観測・監視

水防警報の発表・伝達

各種情報の発表・伝達

- ・洪水予報
- ・水位周知情報
- ・高潮氾濫発生情報

避難情報の  
発令等

出動  
巡視  
点検  
水防作業

水防上注意を要する箇所の  
巡視・警戒

水防資器材等の  
支援要請

水防作業

技術支援のための職員派遣  
水防資器材等の提供

被害  
発生





# 令和8年度東京都水防計画の主な改定点

1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定
2. 善福寺川の洪水予報河川の指定及び運用
3. 令和8年度 水防上注意を要する箇所を更新





# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

## 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル <b>5相当</b>	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル <b>4相当</b>	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル <b>3相当</b>	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル <b>2</b>	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル <b>1</b>	早期注意情報				災害への心構えを高める

出典：気象庁HP ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/ppt/outline\\_info2026.pptx](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/ppt/outline_info2026.pptx))

# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

## 河川氾濫・大雨

- **洪水予報河川**では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル5 氾濫特別警報**とし、(発表には、河川管理者の氾濫通報を活用)
- **水位周知河川**では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **その他河川・下水道**では、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **洪水警報**は、運用せず、**大雨の予報・警報と一体化**。(レベル4 大雨危険警報を新設)

**防災気象情報の  
令和8年5月下旬から  
の主な変更点**

## 土砂災害

- 警戒レベル4相当は、現在の**土砂災害警戒情報**から**レベル4 土砂災害危険警報**に変更。
- **レベル3 土砂災害警報**は、3時間先※に**レベル4 土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合**に発表。  
※4～6時間先にレベル4 基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

## 高潮

- **レベルに合わせた名称変更**。
- **気象庁**の潮位予測、**国土交通省**の波の打上げ高予測、**都道府県**の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が**指定する海岸**について、**三者で共同して予報・警報**を実施
- **氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。

## 共通

- **情報名称にレベルの数字**をつけて発表。
- レベル2では「注意報」、レベル3では「警報」と**統一感を持った名称**へ。

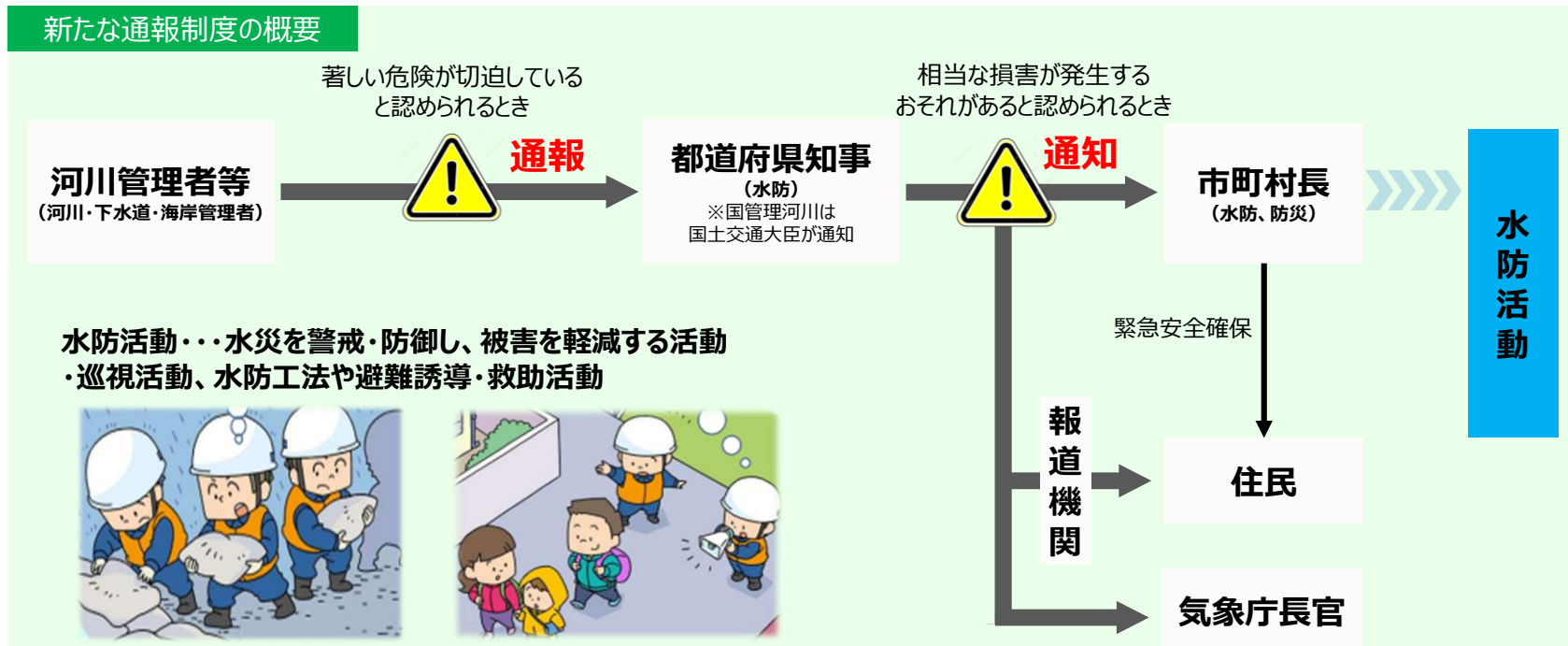
# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

## 河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となります。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋がります。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用されます。

※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっています）



# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

## 新たな防災気象情報を踏まえた都の水防態勢の改定

- 水防本部・連絡態勢の設置基準は改定前の設置基準と同等になるように、新たな防災気象情報の情報体系の注意報・警報に見直し

改定前

態勢種別	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報 <sup>※1</sup> が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報 <sup>※2</sup> が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3. 都管理の洪水予報河川、水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の水位周知河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理の洪水予報河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報が発表されたとき 6. 都県境の洪水予報河川に、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき 1. 都管理河川に、氾濫発生情報が発表されたとき 2. 都県境の洪水予報河川に、氾濫発生情報が発表されたとき 3. 国管理の洪水予報河川に、氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/10

改定後

態勢種別	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡を行う態勢 1. レベル2大雨・高潮・土砂災害ならびに津波水防活動用注意報 <sup>※3</sup> が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方にレベル3大雨・高潮・土砂災害ならびに水防活動用津波警報 <sup>※4</sup> が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3. 都管理の洪水予報河川にレベル4氾濫危険警報 <sup>※5</sup> または水位周知河川にレベル4氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の水位周知河川に、レベル2氾濫注意情報・レベル3氾濫警戒情報・レベル4氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理の洪水予報河川に、レベル2氾濫注意報・レベル3氾濫警報氾濫注意情報・氾濫警戒情報が発表されたとき 6. 都県境の洪水予報河川に、レベル2氾濫注意報・レベル3氾濫警報・レベル4氾濫危険警報氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/15
水防本部の設置	局地的な水害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき 1. 都管理河川に、 <del>の</del> 洪水予報河川にレベル5氾濫特別警報または水位周知河川にレベル5氾濫発生情報が発表されたとき 2. 都県境の洪水予報河川に、氾濫発生情報レベル5氾濫特別警報が発表されたとき 3. 国管理の洪水予報河川に、氾濫危険情報レベル4氾濫危険警報が発表されたとき	水防要員のおおむね 1/10



# 1. 新たな防災気象情報の運用にともなう水防計画の改定

## 河川管理者による氾濫に係る通報の対象河川

- 洪水予報河川・水位周知河川の**全河川の基準点**を対象として氾濫通報制度に基づき通報を行う。
- その他河川や水位周知河川の基準点以外はこれまでと同様に氾濫発生情報を発表する

基準地点	対象河川	通報基準	通報先
洪水予報河川	神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、善福寺川、石神井川	・ 氾濫発生水位に到達 ・ 巡視や河川監視カメラで氾濫発生を確認	・ 気象庁 ・ 消防庁 ・ 警視庁 ・ 各河川流域内の事務所 ・ 各河川流域内の水防管理団体
水位周知河川	谷沢川、丸子川、呑川、白子川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、入間川		



## 2. 善福寺川の洪水予報河川の指定及び運用



## 2. 善福寺川の洪水予報河川の指定及び運用

- 東京都管理の**洪水予報河川**（全10河川）

神田川、目黒川、渋谷川、古川、芝川、新芝川、野川、仙川、妙正寺川、石神井川



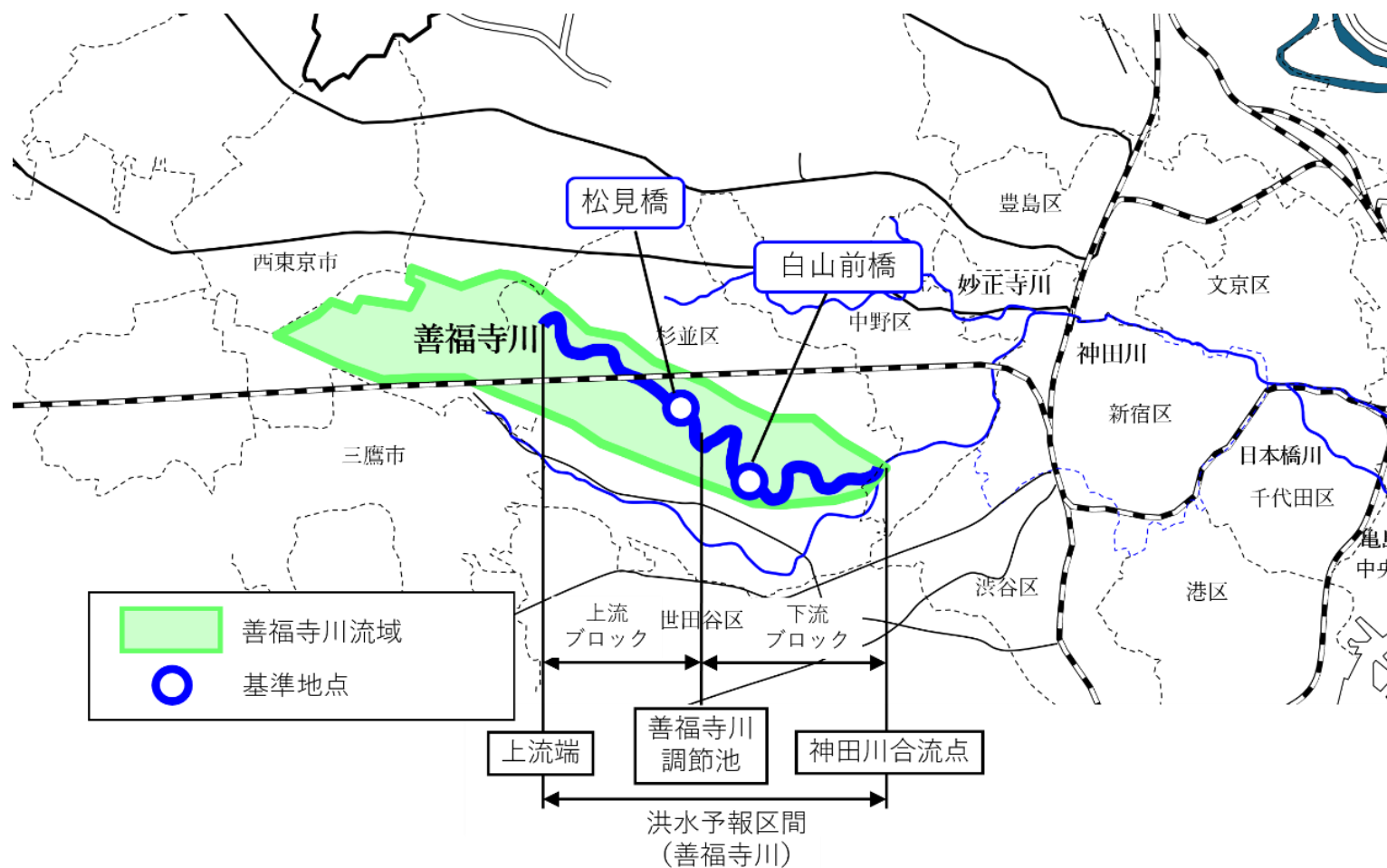
- 東京都管理の**洪水予報河川**（全11河川）

神田川、目黒川、渋谷川、古川、芝川、新芝川、野川、仙川、妙正寺川、石神井川、**善福寺川**※

※これまでは水位周知河川として指定

## 2. 善福寺川の洪水予報河川の指定及び運用

河川名	基準地点	担当事務所	対象区市町村
善福寺川	松見橋、白山前橋	第三建設事務所	中野区、杉並区



## 2. 善福寺川の洪水予報河川の指定及び運用

- 氾濫危険水位、氾濫発生水位の設定

基準地点	所在地	氾濫危険水位 (A.P. m)	氾濫発生水位 (A.P. m)
松見橋	杉並区荻窪	39.89	41.43
白山前橋	杉並区成田東	36.72	37.79

### **3. 令和8年度 水防上注意を要する箇所**

# 水防上注意を要する箇所

- 洪水時により危険性が高いと想定される箇所で、優先的に巡視点検し、水防活動の準備等を行う箇所

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
陸閘（りっこう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所



# 水防上注意を要する箇所を更新

種 別	R7箇所数 (総延長)	<b>R8箇所数 (総延長)</b>	増減 (R8-R7)
<b>洪 水</b>	81箇所 (27,170m)	<b>81箇所 (27,160m)</b>	0箇所 (△10m)
<b>高 潮</b>	4箇所 (1,580m)	<b>4箇所 (1,580m)</b>	0箇所 (0m)
<b>堤防・護岸 の強さ</b>	9箇所 (2,310m)	<b>9箇所 (2,310m)</b>	0箇所 (0m)
<b>陸 閘</b>	23箇所 (497m)	<b>23箇所 (497m)</b>	0箇所 (0m)
<b>工事施工</b>	115箇所 (17,781m)	<b>118箇所 (18,124m)</b>	3箇所 (343m)
<b>計</b>	232箇所 (49,338m)	<b>235箇所 (49,671m)</b>	3箇所 (333m)

# 水防上注意を要する箇所（洪水）

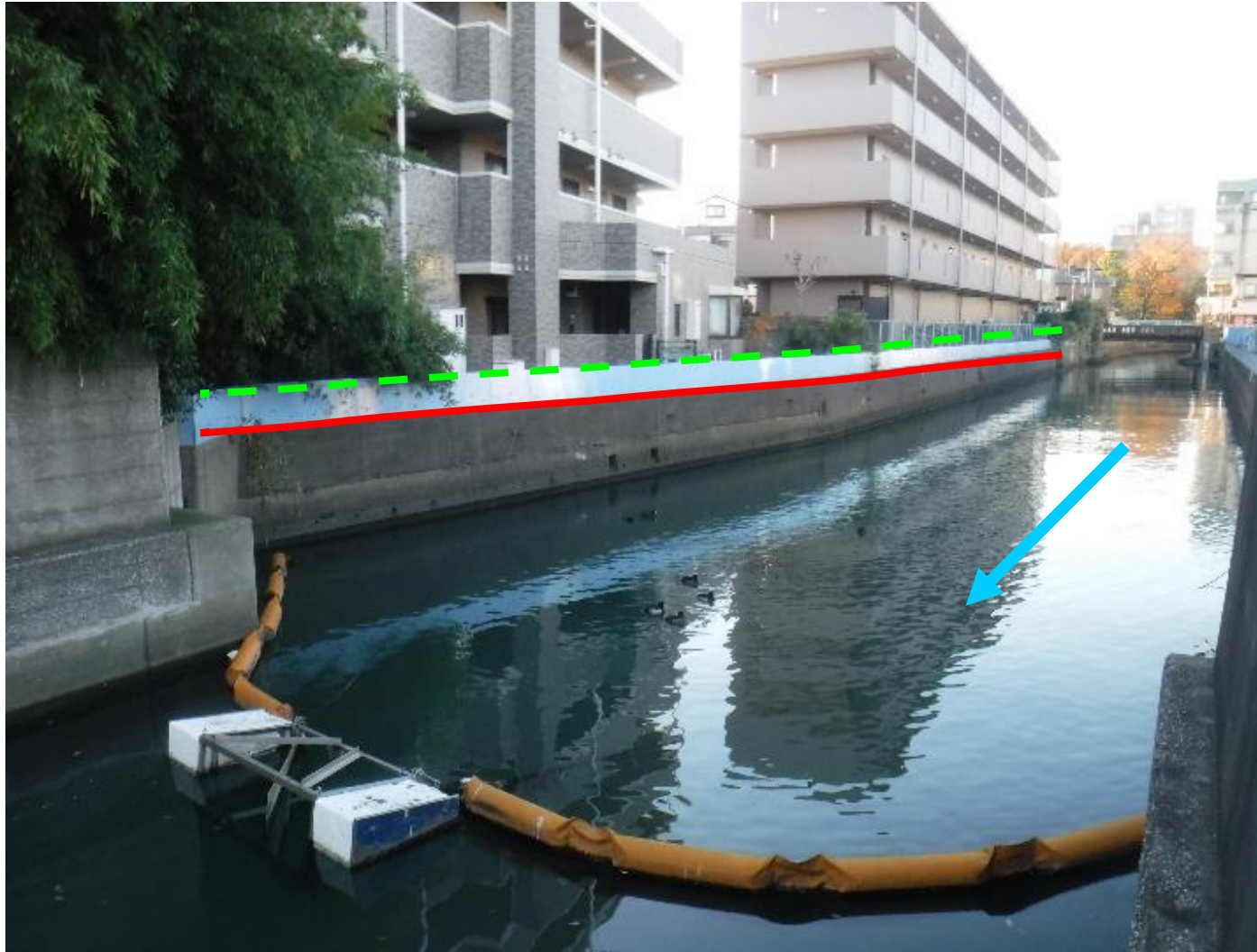
- 大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所（29河川81箇所）



石神井川

# 水防上注意を要する箇所（高潮）

- 高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所（2河川4箇所）



立会川



# 水防上注意を要する箇所（堤防・護岸の強さ）

- 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所

(4河川19箇所)



奈良橋川

# 水防上注意を要する箇所 <sup>りっこう</sup>（陸閘）

- 陸閘が設置されている箇所（6河川23箇所）



綾瀬新橋陸閘

# 水防上注意を要する箇所（工事施工）

- 河川工事等の施工によって注意を要する箇所（35河川118箇所）



神田川



**ご清聴ありがとうございました**

